○津市固定資産評価審査委員会規程

平成18年１月６日固定資産評価審査委員会告示第１号

改正

平成27年３月３日固定資産評価審査委員会告示第１号

平成28年３月29日固定資産評価審査委員会告示第１号

令和３年３月22日固定資産評価審査委員会告示第１号

津市固定資産評価審査委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、津市固定資産評価審査委員会条例（平成18年津市条例第18号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、津市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の招集）

第２条　委員会の招集は、委員長が会議の日時及び場所を各委員に通知してこれを行うものとする。

２　前項の規定による通知は、会議の日の５日前までにこれをしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（委員長）

第３条　委員長の選挙は、指名推薦による。

２　委員長は、会務を総理し、委員会の会議において議長となる。

（合議体）

第４条　合議体を構成する委員及び審査長の指定は、審査の申出の事件ごとに委員会がこれを行うものとする。

２　合議体の会議は、審査長が招集し、審査長が議長となる。

３　第２条の規定は、合議体の会議の招集について準用する。この場合において、同条第１項中「委員会」とあるのは「合議体の会議」と、「委員長」とあるのは「審査長」と読み替えるものとする。

４　審査長に事故があるとき、又は審査長が欠けたときは、審査長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

（委員の除斥）

第５条　委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、委員会の審査及び議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

（資料提出要求書）

第６条　委員会は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第433条第３項の規定によって審査に関し必要な資料の提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持する者に送付するものとする。

(１)　資料の表示

(２)　資料を提出すべき日時及び場所

（呼出状）

第７条　委員会は、法第433条第７項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し、次に掲げる事項を記載した呼出状を送付しなければならない。

(１)　出頭すべき日時及び場所

(２)　証言を求めようとする事項

２　前項の呼出状は、少なくとも出頭すべき日の２日前までにこれを送達しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

（文書の様式等）

第８条　委員会が作成する文書には、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、その公印を押さなければならない。

２　前項の文書には、作成者が毎葉に割印しなければならない。

３　法及び条例の施行のため必要な書類の様式は、別記によるものとする。

（公印）

第９条　委員会の公印、当該公印を取り扱う者（以下「公印取扱責任者」という。）及び使用の範囲は、別表のとおりとする。

２　この規程に定めるもののほか、委員会の公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

（資料及び記録の保存）

第10条　委員会は、法第433条第３項の規定によって提出させた資料並びに審査の議事及び決定に関する記録を５年間保存するものとする。

（事務処理等）

第11条　この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理、委員会の保有する個人情報の保護等及び公文書の開示並びに文書の収受、処理、編さん、保存等については、市長の事務部局の例による。

（委任）

第12条　この規程に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成18年１月６日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前に合併前の津市固定資産評価審査委員会規程（昭和40年津市固定資産評価審査委員会規程第１号）、津市固定資産評価審査委員会の保有による個人情報に係る津市個人情報保護に関する条例施行規程（平成７年津市固定資産評価審査委員会告示第１号）、津市固定資産評価審査委員会の保有する公文書に係る津市情報公開条例施行規程（平成13年津市固定資産評価審査委員会告示第１号）、久居市固定資産評価審査委員会規程（昭和51年久居市規程第14号）、河芸町固定資産評価審査委員会規程（平成６年河芸町規程第１号）、固定資産評価審査委員会規程（昭和31年芸濃町固定資産評価審査委員会規程第１号）、美里村固定資産評価審査委員会規程（昭和30年美里村規程第10号）、安濃町固定資産評価審査委員会規程（平成11年安濃町規程第２号）、香良洲町固定資産評価審査委員会規程（昭和26年香良洲町規程第１号）、固定資産評価審査委員会規程（昭和31年一志町規程第２号）、白山町固定資産評価審査委員会規程（昭和57年白山町規程第２号）又は美杉村固定資産評価審査委員会規程（昭和30年美杉村告示第71号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成27年３月３日固定資産評価審査委員会告示第１号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日固定資産評価審査委員会告示第１号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月22日固定資産評価審査委員会告示第１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公印 | | | | 公印取扱責任者 | 使用の範囲 |
| 名称 | 書体 | 形状 | 寸法 |
| 津市固定資産評価審査委員会印 | れい書 | 正方形 | 21ｍｍ平方 | 津市固定資産評価審査委員会書記 | 一般 |
| 津市固定資産評価審査委員会委員長印 | れい書 | 正方形 | 21ｍｍ平方 | 津市固定資産評価審査委員会書記 | 委員会招集 |
| 津市固定資産評価審査委員会審査長印 | れい書 | 正方形 | 21ｍｍ平方 | 津市固定資産評価審査委員会書記 | 合議体招集 |

別記（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 名称 | 該当条文 |
| １ | 審査申出書 | 条例第５条第１項及び第２項 |
| ２ | 代表者（管理人）資格証明書 | 条例第５条第３項 |
| ３ | 総代互選書 | 条例第５条第３項 |
| ４ | 委任状 | 条例第５条第３項 |
| ５ | 弁明書等提出要求書 | 条例第７条第１項 |
| ６ | 弁明書 | 条例第７条第１項 |
| ７ | 弁明書等送付書 | 条例第７条第２項 |
| ８ | 反論書 | 条例第７条第３項 |
| ９ | 口頭意見陳述通知書 | 条例第８条第１項 |
| 10 | 口頭意見陳述調書 | 条例第８条第２項及び第３項 |
| 11 | 口頭審理通知書 | 条例第９条第２項 |
| 12 | 口述書 | 条例第９条第４項及び第５項 |
| 13 | 口頭審理調書 | 条例第９条第７項及び第８項 |
| 14 | 実地調査調書 | 条例第10条 |
| 15 | 議事調書 | 条例第11条 |
| 16 | 決定書 | 条例第12条第１項 |
| 17 | 資料提出要求書 | 第６条 |
| 18 | 呼出状 | 第７条第１項 |
| 19 | 証人申請書 | 第８条第３項 |
| 20 | 証人決定通知書 | 第８条第３項 |
| 21 | 実地調査通知書 | 第８条第３項 |
| 22 | 閲覧申請書 | 第８条第３項 |
| 22の２ | 閲覧等申請書 | 第８条第３項 |
| 23 | 閲覧等許可（不許可）通知書 | 第８条第３項 |
| 24 | 審査申出取下書 | 第８条第３項 |



























































